令和７年３月２６日
教育委員会議案資料 No.５

議案第二十六号

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年港区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「会計年度任用職員」を「会計年度任用講師」に改め、同条第六項第六号中「任命権者」を「教育委員会」に、「職員」を「会計年度任用講師」に改める。

第十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、連続して九十日を超えることができない。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　病気休暇の承認を受けようとする会計年度任用講師が、当該承認を受けようとする病気休暇の期間の初日前一年以内に、病気休暇（当該承認を受けようとする病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病によるものを除く。）を取得しているときは、当該病気休暇の期間と当該承認を受けようとする病気休暇の期間は連続しているものとみなして、前項ただし書の規定を適用する。

第十五条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第二十一条第一項中「一年三月」を「一年六月」に改め、同条第三項第一号中「この項及び次項において」を削り、「。）」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方

が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項中「その配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の下に「又は当該パートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　教育委員会は、男子の会計年度任用講師が第三項各号のいずれかに該当することにより、当該男子の会計年度任用講師の子が生後一年六月に達するまでの間の全期間にわたり育児時間の承認を受けることができなかった場合であって、その後に同項各号のいずれにも該当しないこととなったときは、第一項の規定にかかわらず、当該子が生後二年に達する日の前日までの間について、当該男子の会計年度任用講師の育児時間を承認することができる。この場合において、第二項及び前項の規定を準用する。

第二十二条第一項中「配偶者等（条例第九条の二第一項に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に、「配偶者等の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に改め、同条第二項及び第四項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第二十二条の二第一項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二項中「の配偶者等」を「の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項ただし書中「配偶者等と」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と」に、「配偶者等の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に改め、同条第五項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第二十四条第二項第一号中「性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係に」を「パートナーシップ関係の相手方を有することと」に改め、同項第二号中「条例第九条の二第二項に規定する親族をいう。）のうち、」を削り、「もの」を「親族に限る。）」に改める。

第二十七条の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は」を「、」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第四項において同じ」に改め、同条第二項及び第三項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第四項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第三十一条第四項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があった場合における意向確認等）

第三十二条の二　条例第十六条の四及び職員勤務時間規則第二十五条の四から第二十五条の六までの規定は、会計年度任用講師が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族が当該会計年度任用講師の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た場合における当該会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十二条の三　条例第十六条の五及び職員勤務時間規則第二十五条の七の規定は、会計年度任用講師の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

別表第三中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条備考一中「会計年度任用講師と性別が同一であって当該会計年度任用講師と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として教育委員会が認める者」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条第一項及び第五項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の育児時間の申出について適用し、施行日前の育児時間の申出については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

３　改正後の規則第二十一条第五項の規定による育児時間の申出は、施行日前においても行うことができる。

令和７年３月２６日
教育委員会議案資料 No.５－２

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
（前略）	（前略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十三条　（略）	第十三条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　年次有給休暇は、一日（継続して一昼夜にわたる勤務に服する会計年度任用講師については、二日）を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。	３　年次有給休暇は、一日（継続して一昼夜にわたる勤務に服する会計年度任用職員については、二日）を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。
４・５　（略）	４・５　（略）
６　勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	６　勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　教育委員会が会計年度任用講師の給与の減額を免除することができる場合の基準（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十五号）別表第一第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間	六　任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十五号）別表第一第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間

7・8　（略）

（病気休暇）

第十四条　（略）

2　（略）

3　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。ただし、連続して九十日を超えることができない。

4　病気休暇の承認を受けようとする会計年度任用講師が、当該承認を受けようとする病気休暇の期間の初日前一年以内に、病気休暇（当該承認を受けようとする病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病によるものを除く。）を取得しているときは、当該病気休暇の期間と当該承認を受けようとする病気休暇の期間は連続しているものとみなして、前項ただし書の規定を適用する。

5　（略）

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇を承認するもの

7・8　（略）

（病気休暇）

第十四条　（略）

2　（略）

3　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

4　（略）

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を承認するものと

とする。

２　前項に規定する休暇のうち、不妊治療休暇、夏季休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇の承認については、当該会計年度任用講師の一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上である場合に限るものとする。

（中略）

（育児時間）

第二十一条　育児時間は、生後一年六月に達しない子（条例第九条の二第一項において子に含むとされる者を含む。以下同じ。）を育てる会計年度任用講師が当該子を育てるための休暇とする。

２　（略）

３　男性の会計年度任用講師の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一　育児時間により育てようとする子について、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相

する。

２　前項に規定する休暇のうち、不妊治療休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇の承認については、当該会計年度任用講師の一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上である場合に限るものとする。

（中略）

（育児時間）

第二十一条　育児時間は、生後一年三月に達しない子（条例第九条の二第一項において子に含むとされる者を含む。以下同じ。）を育てる会計年度任用講師が当該子を育てるための休暇とする。

２　（略）

３　男性の会計年度任用講師の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一　育児時間により育てようとする子について、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

手方」という。）が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

二　配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

三　育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が常態として育てることができる場合

4　第二項の規定にかかわらず、男性の会計年度任用講師の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該子について育児時間（当該配偶者又は当該パートナーシップ関係の相手方が会計年度任用講師でない場合にあっては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、同項の規定により承認された時間から当該配偶者又は当該パートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5　教育委員会は、男子の会計年度任用講師が第三項各号のいずれかに該当することにより、当該男子の会計年度任用講師の子が生後一年六月に達するまでの間の全期間にわたり育児時間の承認を受けることができなかった場合であって、その後に同項各号のいずれにも該当しないこととなったときは、第一項の規定にかかわらず、当該子が生後二年に達する日の前日までの間について、当該男子の会計年度任用講師の育児時間を承認することができる。この場合におい

二　配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

三　育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4　第二項の規定にかかわらず、男性の会計年度任用講師の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が会計年度任用講師でない場合にあっては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、同項の規定により承認された時間から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

て、第二項及び前項の規定を準用する。 6　（略） （出産支援休暇） 第二十二条　出産支援休暇は、会計年度任用講師がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下同じ。）の養育その他家事等を行うための休暇とする。 2　出産支援休暇は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産直前から産後二週間以内に一日を単位として二日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。出産支援休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 3　（略） 4　教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （育児参加休暇） 第二十二条の二　育児参加休暇は、会計年度任用講師がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。 2　育児参加休暇は、会計年度任用講師の配偶者又はパートナーシッ	5　（略） （出産支援休暇） 第二十二条　出産支援休暇は、会計年度任用講師がその配偶者等（条例第九条の二第一項に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）の出産に当たり、子（配偶者等の子を含む。以下同じ。）の養育その他家事等を行うための休暇とする。 2　出産支援休暇は、配偶者等の出産直前から産後二週間以内に一日を単位として二日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。出産支援休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 3　（略） 4　教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （育児参加休暇） 第二十二条の二　育児参加休暇は、会計年度任用講師がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。 2　育児参加休暇は、会計年度任用講師の配偶者等の出産の日の翌日

プ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、会計年度任用講師に当該会計年度任用講師又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

３・４　（略）

５　教育委員会は、育児参加休暇を承認するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（中略）

（慶弔休暇）

第二十四条　（略）

２　（略）

一　会計年度任用講師が結婚する場合、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合　引き続く七日

二　会計年度任用講師の親族（別表第三に掲げる親族に限る。）が

から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、会計年度任用講師に当該会計年度任用講師又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

３・４　（略）

５　教育委員会は、育児参加休暇を承認するときは、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（中略）

（慶弔休暇）

第二十四条　（略）

２　（略）

一　会計年度任用講師が結婚する場合、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合又は性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係になる場合　引き続く七日

二　会計年度任用講師の親族（条例第九条の二第二項に規定する親

死亡した場合　教育委員会が承認した日から引き続く同表に定める日数

三　（略）

3・4　（略）

（中略）

（子の看護等休暇）

第二十七条　子の看護等休暇は、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する会計年度任用講師が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第四項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2　子の看護等休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日（養育する子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として（子の看護等休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを）

族をいう。）のうち、別表第三に掲げるものが死亡した場合　教育委員会が承認した日から引き続く同表に定める日数

三　（略）

3・4　（略）

（中略）

（子の看護休暇）

第二十七条　子の看護休暇は、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する会計年度任用講師が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2　子の看護休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日（養育する子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として（子の看護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを）承

承認することができる。	認することができる。
3　第十三条第三項の規定は、一時間を単位として承認された子の看護等休暇を日に換算する場合について準用する。	3　第十三条第三項の規定は、一時間を単位として承認された子の看護休暇を日に換算する場合について準用する。
4　教育委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。	4　教育委員会は、子の看護休暇を承認するときは、当該子の看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。
（中略）	（中略）
（介護時間）	（介護時間）
第三十一条　（略）	第三十一条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。	4　任命権者は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
5・6　（略）	5・6　（略）
（介護時間を承認することができる会計年度任用講師）	（介護時間を承認することができる会計年度任用講師）
第三十二条　（略）	第三十二条　（略）
（介護についての申出があった場合における意向確認等）	
第三十二条の二　条例第十六条の四及び職員勤務時間規則第二十五条の四から第二十五条の六までの規定は、会計年度任用講師が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族が当	

該会計年度任用講師の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た場合における当該会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十二条の三　条例第十六条の五及び職員勤務時間規則第二十五条の七の規定は、会計年度任用講師の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

（中略）

別表第一・別表第二　（略）

別表第三（第二十四条関係）

親族		日数
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		（略）
血族	（略）	（略）
姻族	（略）	（略）

備考

一　届出をしないが会計年度任用講師と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方の親族は、姻族とみなす。

（中略）

別表第一・別表第二　（略）

別表第三（第二十四条関係）

親族		日数
配偶者等		（略）
血族	（略）	（略）
姻族	（略）	（略）

備考

一　届出をしないが会計年度任用講師と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は会計年度任用講師と性別が同一であって当該会計年度任用講師と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として教育委員会が認める者の親

二～四　（略） 別表第四　（略） 付　則 （施行期日） 1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この規則による改正後の港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条第一項及び第五項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の育児時間の申出について適用し、施行日前の育児時間の申出については、なお従前の例による。 （施行前の準備） 3　改正後の規則第二十一条第五項の規定による育児時間の申出は、施行日前においても行うことができる。	族は、姻族とみなす。 二～四　（略） 別表第四　（略）